

○チェックリスト（県道厳島公園線沿道地区（A地区））【景観重点区域（宮島口周辺区域）、宮島口景観地区】

①建築物（工作物）に係る協議事項

設 計 の 概 要									
区 分			協 議 事 項		支援 制度	県道厳島公園線沿道地区（A地区）			
						景 観 地 区 の 制 限	景 観 重 点 区 域 の 制 限		
							要 求 事 項	推 奨 事 項	
設計 又は 施行 方法	建築物 （工作物）	高 さ		m		☐ 13m以下 ☐ 18m以下(国道2号交差部) ☐ 既存建築物の高さ以下 (同用途・規模に限る)			☐ 近接する建物と極端な高さの差が生じない
		用 途		☐ 用途（ ）					
		種 類 (1F, 2F)	☐ 勾配屋根（ ） ☐ 適用除外	◎	☐ 勾配屋根とし、道路に軒側を向ける	☐ ぱちんこ屋、キャバレー、ナイトクラブ等の禁止			
		種 類 (3F以上)	☐ 勾配屋根（ ） ☐ 陸屋根 ☐ その他	◎		☐ 屋根勾配3/10～4.5/10 ☐ 庇(ひさし)			
		材 料	☐ 日本瓦 ☐ 金属板 ☐ その他（ ）	◎		☐ 日本瓦, 金属板等			
		色 彩 (マンセル値)	☐ 基調色(マンセル値) ☐ 適用除外	◎	☐ 黒又は灰色 (N系, 明度5以下, 彩度制限なし) (N系以外, 明度5以下, 彩度2以下)				
		配 置	☐ 1Fの後退（ m） ☐ 2Fの後退（ m） ☐ 3F以上の後退（ m）	◎	☐ 3F以上は道路境界から1m以上壁面を 後退	☐ 1F部分の壁面線を通り沿いで揃える(壁面 を後退した場合は、塀・垣・柵等でそろえる)			☐ 前面歩道と調和した空間形成や緑化に努め る
			☐ 基調色(マンセル値) ☐ 強調色(マンセル値) 強調色の割合 (/) ☐ 適用除外	◎	☐ 基調色は、無彩色, 暖色系の低彩度を 基本とする (N系, 明度5～9) (R系, 明度4～8, 彩度4以下) (YR・Y系, 明度4～8, 彩度6以下) ☐ その他使用可能な色彩 (GY・G・BG・B・PB・P・RP系, 明度5～8, 彩度2以下) ☐ 強調色は外壁の各立面の1/4以内と し、周辺の景観との調和に配慮する	☐ 和風を基調とする形態意匠 ☐ 柱や窓枠、その他格子等は、壁面の色彩基準 に準じる			☐ 強調色を使用する場合は、基調色と調和を 図る
		窓 の 化 粧	2F以上を倉庫等で ☐ 利用する ☐ 利用しない	◎					☐ 窓格子、カーテン、反射シートの設置で室内が透視 できないように努める ※反射シート設置の場合、光害に配慮する
			(ひさし) 庇 日よけ	◎					☐ 1F部分に庇(ひさし), 日よけの設置を推奨 する ☐ 落ち着いた色彩とし、彩度を低く抑える

③屋外広告物に係る協議事項

設 計 の 概 要									
区 分			協 議 事 項	支援 制度	県道厳島公園線沿道地区（A地区）				
					廿日市市屋外広告物等に関する条例による制限	景 観 重 点 区 域 の 制 限			
						要 求 事 項	推 奨 事 項		
設計又は 施行方法	屋外 広告物	一般事項	全 体 面 積 (1敷地 当 り)	国道2号沿い以外 □自己看板（計 m ² 、計 個） □案内看板（計 m ² 、計 個）		□全体面積20㎡以下 □自己看板20㎡以下 □案内看板設置しない □建物見付面積に対する看板の面積率20%以下	(左記に同じ)		
				国道2号沿い □自己看板（計 m ² 、計 個） □案内看板（計 m ² 、計 個）					
			文 字 光源等	内容	◎	□過剰な光量, 光による動的な表現を使用しない □使用する文字, 形態, 大きさ, 色彩は街並みに調和させる □過度な表現を使用しない			
			壁 面 広 告	□表示面積（ m ² ） □広告物の高さ（ m） □広告の上端（地上から m） ネオン管：□使用 □不使用	◎	□表示面積10㎡以下 □広告物の高さ1m以下 ※広告物の上端が地上2m以下は除く □ネオン管は使用しない			
			突 き 出 し 看 板	□広告物の上端高さ（ m） □広告物の下端高さ（ m） □広告物と壁面の水平距離（ m） □表示面積（1面 m ² 、合計 m ² ）	◎	□広告物の上端は2階軒高以下 □広告物の下端は歩道から3.5m以上 □水平距離は壁面から1m以下 □表示面積は1面3.5㎡以下、合計7㎡以下			
			屋 上 広告塔	□設置する □設置しない	◎	□設置しない			
			平看板	□表示面積（片面 m ² 、両面 m ² ） □広告物の高さ（ m）	◎	□表示面積は片面1㎡以下、合計2㎡以下			
			広告塔	□表示面積（片面 m ² 、両面 m ² ） □広告物の高さ（ m）	◎	□表示面積は1面1㎡以下、合計2㎡以下			
			アーチ 看 板	□表示面積（片面 m ² 、両面 m ² ） □広告物の下端高さ（ m）	◎	□片面表示の場合10㎡以下、両面表示の場合20㎡以下 □広告物の下端は車道5m以上、歩道3.5m以上			
			立看板 スタン ド看板	□敷地内 □ 敷地外 □設置個数（ 個） ネオン管：□使用 □不使用 □寸法（縦 m、横 m 脚部の高さ m）		□敷地内に設置する □表示面積は2㎡以下 □設置個数は1敷地に2個以下もしくは1敷地の店舗数以下 □点滅式照明、ネオン管を使用しない			
横断幕 懸垂幕	道路上に設置する場合、 □下端高さ（ m） □表示面積（ m ² ）		□広告物の下端は車道上で4.5m以上 □広告物の下端は歩道上で2.5m以上 □表示面積は片面10㎡以下、合計20㎡以下						

設 計 の 概 要									
区 分				協 議 事 項	支援 制度	県道巖島公園線沿道地区（A地区）			
						廿日市市屋外広告物等に関する条例による制限	景 観 重 点 区 域 の 制 限		
							要 求 事 項	推 奨 事 項	
設計又は 施行方法	屋外 広告物	一般 事項	はり紙 はり札	□1枚当りの最大面積 (はり紙 m ² 、はり札 m ²) □1壁面当りの枚数 (はり紙 枚、はり札 枚)		□はり紙は1枚当り1.5m ² 以下、1壁面当り5枚まで □はり札は1枚当り1m ² 以下、1壁面当り3枚まで	(左記に同じ)		
			窓広告	□設置する □設置しない		□設置しない			
			のぼり 旗	□1個当りの最大面積 (のぼり m ² 、旗 m ²) □1店舗当りの枚数 (のぼり 個、旗 個) □店舗間口（ m） □下端高さ（ m） □表示面積 (道路上 m ² 、道路外 m ²)		□表示面積は1個当り1.5m ² 以下 □設置個数は1店舗当り3個、もしくは店舗間口4mに1個以下 の多い方			
			アドバ ルーン	□設置する □設置しない		□設置しない			
		個々 の外 観	看板① 色 彩 (マンセル値)	□看板種類（ ） □看板の大きさ（ m ² ） （縦 m、横 m） □基調色（マンセル値 ） □強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） □適用除外	◎	□基調色は彩度6以下 □強調色は彩度13以下 □強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内			
			看板② 色 彩 (マンセル値)	□看板種類（ ） □看板の大きさ（ m ² ） （縦 m、横 m） □基調色（マンセル値 ） □強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） □適用除外	◎	□基調色は彩度6以下 □強調色は彩度13以下 □強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内			
			看板③ 色 彩 (マンセル値)	□看板種類（ ） □看板の大きさ（ m ² ） （縦 m、横 m） □基調色（マンセル値 ） □強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） □適用除外	◎	□基調色は彩度6以下 □強調色は彩度13以下 □強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内			

設 計 の 概 要								
区 分				協 議 事 項	支援 制度	県道厳島公園線沿道地区（A地区）		
						廿日市市屋外広告物等に関する条例による制限	景 観 重 点 区 域 の 制 限	
							要 求 事 項	推 奨 事 項
設計又は 施行方法	屋外 広告物	個々の 外観	看板④ 色彩 (マンセル値)	☐ 看板種類（ ） ☐ 看板の大きさ（ （縦 m、横 m） ） ☐ 基調色（マンセル値 ） ☐ 強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） ☐ 適用除外	◎	☐ 基調色は彩度6以下 ☐ 強調色は彩度13以下 ☐ 強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内	(左記に同じ)	
			看板⑤ 色 彩 (マンセル値)	☐ 看板種類（ ） ☐ 看板の大きさ（ （縦 m、横 m） ） ☐ 基調色（マンセル値 ） ☐ 強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） ☐ 適用除外	◎	☐ 基調色は彩度6以下 ☐ 強調色は彩度13以下 ☐ 強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内		
			看板⑥ 色 彩 (マンセル値)	☐ 看板種類（ ） ☐ 看板の大きさ（ （縦 m、横 m） ） ☐ 基調色（マンセル値 ） ☐ 強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） ☐ 適用除外	◎	☐ 基調色は彩度6以下 ☐ 強調色は彩度13以下 ☐ 強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内		
			看板⑦ 色 彩 (マンセル値)	☐ 看板種類（ ） ☐ 看板の大きさ（ （縦 m、横 m） ） ☐ 基調色（マンセル値 ） ☐ 強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） ☐ 適用除外	◎	☐ 基調色は彩度6以下 ☐ 強調色は彩度13以下 ☐ 強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内		
			看板⑧ 色 彩 (マンセル値)	☐ 看板種類（ ） ☐ 看板の大きさ（ （縦 m、横 m） ） ☐ 基調色（マンセル値 ） ☐ 強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ %） ☐ 適用除外	◎	☐ 基調色は彩度6以下 ☐ 強調色は彩度13以下 ☐ 強調色のうち彩度6を超え 13以下は看板の各立面の25%以内		

設 計 の 概 要								
区 分				協 議 事 項	支援 制度	県道厳島公園線沿道地区（A地区）		
						廿日市市屋外広告物等に関する条例による制限	景 観 重 点 区 域 の 制 限	
							要 求 事 項	推 奨 事 項
設計又は 施行方法	屋外 広告物	個々の 外観	看板⑨ 色彩 (マンセル値)	☐看板種類（ ） ☐看板の大きさ（ m² ） （縦 m 、横 m ） ☐基調色（マンセル値 ） ☐強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ % ） ☐適用除外	◎	☐基調色は彩度6以下 ☐強調色は彩度13以下 ☐強調色のうち彩度6を超え13以下は看板の各立面の25%以内	(左記に同じ)	
			看板⑩ 色 彩 (マンセル値)	☐看板種類（ ） ☐看板の大きさ（ m² ） （縦 m 、横 m ） ☐基調色（マンセル値 ） ☐強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ % ） ☐適用除外	◎	☐基調色は彩度6以下 ☐強調色は彩度13以下 ☐強調色のうち彩度6を超え13以下は看板の各立面の25%以内		
			看板⑪ 色 彩 (マンセル値)	☐看板種類（ ） ☐看板の大きさ（ m² ） （縦 m 、横 m ） ☐基調色（マンセル値 ） ☐強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ % ） ☐適用除外	◎	☐基調色は彩度6以下 ☐強調色は彩度13以下 ☐強調色のうち彩度6を超え13以下は看板の各立面の25%以内		
			看板⑫ 色 彩 (マンセル値)	☐看板種類（ ） ☐看板の大きさ（ m² ） （縦 m 、横 m ） ☐基調色（マンセル値 ） ☐強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ % ） ☐適用除外	◎	☐基調色は彩度6以下 ☐強調色は彩度13以下 ☐強調色のうち彩度6を超え13以下は看板の各立面の25%以内		
			看板⑬ 色 彩 (マンセル値)	☐看板種類（ ） ☐看板の大きさ（ m² ） （縦 m 、横 m ） ☐基調色（マンセル値 ） ☐強調色（マンセル値 ） 強調色の割合（ % ） ☐適用除外	◎	☐基調色は彩度6以下 ☐強調色は彩度13以下 ☐強調色のうち彩度6を超え13以下は看板の各立面の25%以内		

（記入要領）

- 1 必要に応じて、□に✓印をつけてください。
- 2 該当する「協議事項」について、景観地区の制限、景観重点区域の制限の項目を記入してください。
- 3 「協議事項」とは、申請する建築物等の内容を記載してください。
- 4 宮島口景観地区の申請、景観重点区域（宮島口周辺区域）の届出では、建築物等そのものの形態・意匠のほか、建築物等と周辺景観との調和を確認します。申請・届出にあたっては、建築物等そのものの設計図面やパース図のほか、建築物等と周辺景観の調和等が確認できる図面やパース図（主に近景）、その他資料を添付してください。なお、建築物等の規模等によって、市が指定する視点場からの写真に建築等を行った後の状況を明らかにした図面（主に遠景）を合成したものを提出していただく場合があります。
- 5 「屋外広告物 個々の外観」に記載するマンセル値は、代表的なものを記載し、屋外広告物に使用した色彩それぞれのマンセル値は図面に記載してください。
- 6 同じ種類の看板を複数設置する場合、「屋外広告物 一般事項」に入力する数値は、複数ある看板のうち最大のものを入力してください。
- 7 個別案件毎に追加資料等を求める場合がありますので、ご了承ください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とする。

（注意事項）

- 1 「景観地区の制限」とは、宮島口景観地区の都市計画で定める事項に適合することについて、「市長の認定」及び「建築確認」の申請を行わなければいけません。「認定証」及び「確認済証」の交付を受けた後でなければ、申請に係る建築物の建築等の工事に着手することができません。

市長の認定に関する事項：建築物の形態意匠の制限
建築確認に関する事項：建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限
- 2 「景観重点区域の制限」にある「要求事項」とは、事業者等が遵守する内容になります。建築物等を新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・撤去を実施する場合は、「要求事項」を遵守してください。
- 3 「景観重点区域の制限」にある「推奨事項」とは、事業者等が協力する内容になります。建築物等を新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・撤去を実施する場合は、「推奨事項」に協力してください。
- 4 「廿日市市屋外広告物等に関する条例による制限」とは、事業者等が設置する屋外広告物が条例で定める許可基準に適合することについて、市長に申請又は届出を行わなければいけません。許可書又は適合通知書の交付を受けた後でなければ、屋外広告物の工事に着手することができません。
- 5 支援制度については、◎印がある項目の中で、一定の条件を満たす場合に適用されます。具体的な内容は、都市計画課までお問い合わせください。（一定規模以上の屋外広告物においては、既存広告物として、当該行為前に屋外広告物法に伴う申請・許可を行っているものが対象となります。）